

社会福祉法人 上越老人福祉協会
令和8年度 喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）
募 集 要 項

1 目 的

特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）附則第4条に基づく研修（第一号研修・第二号研修）を実施し、適切にたん吸引等を行うことのできる介護職員等を養成する。

2 実施主体

社会福祉法人 上越老人福祉協会とする。

3 受講対象者

- （1） 新潟県内に住所がある者又は新潟県内に所在する施設（事業所）に勤務している者
- （2） 実地研修を所属施設等で実施可能な者
- （3） 所属長の受講者推薦を受けられる者

4 受講要件

- （1） 研修の全課程を確実に受講できること。
- （2） 実地研修機関（原則として受講生が所属する施設・事業所又は利用者宅）において実地研修を行うことができること。
- （3） 所属施設・事業所に、たん吸引等が必要な利用者がいること。
- （4） 実地研修については以下の要件を全て満たしていること。
 - ① 書面による医師の指示を受け、実地研修を実施することができること。
 - ② 指導看護師が指導にあたることができること。
 - ③ 利用者又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下「実地研修協力者」という）に対して研修の趣旨を説明した上で、実地研修の協力について書面による同意承認を受けることができること。
 - ④ 事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者への連絡など適切かつ必要な措置及び事故対応等に係る記録及び保存等を含む。）について、体制を整備することができること。
 - ⑤ 実地研修協力者の秘密保持（関係者への周知徹底を含む）等に関する規程を整備することができること。
 - ⑥ 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること。

5 研修内容

基本研修（演習）の研修カリキュラムは、【別表1】のとおりとする。

実地研修のカリキュラムは【別表2】のとおりとする。

基本研修（演習）及び実地研修については、評価の実施により技能の習得の確認を行う。

6 研修会場及び日程

基本研修（演習）の会場及び日程は下記のとおりとする。

実地研修は実地研修機関において行う。

【会場】

	演習
会場	上越保健医療福祉専門学校 1 階（介護実習室）
住所	上越市西城町 1 丁目 12 番 17 号
電話	025-522-7475
HP	https://www.jhoken.ac.jp

*会場への経路及び駐車場は【別表5】に記載

【研修・試験日程】

	日程	時間
演習（半固形） ① または ② の いずれか半日を受講	① 9月17日(木) ② 9月18日(金)	9:30～11:30 または 13:30～15:30

7 研修期間

実地研修は委託契約後、1年以内に修了できるようお願い致します。

1年以内に修了できない場合、申出いただくことで1年間のみ継続できます。

その際は、別途 損害保険料がかかります。

8 受講定員

35名

9 受講料

【別表 3】の通りとする。

◎会場までの旅費については各受講者の負担とする。

◎実地研修に係る費用は、当該受講者の所属施設の負担とする。

【実地研修を履修する介護職員向け損害賠償責任保険】

賠償責任補償の支払限度額		免責金額（1 事故につき）	
身体障害	1 名 5,000 万円／1 事故 5,000 万円	身体障害	なし
財物損壊	1 事故 1,000 万円	財物損壊	3 万円
管理財物	1 事故 300 万円（うち現金・有価証券等貴重品 30 万円）	管理財物	3 万円
人格権侵害	1 名・1 事故 300 万円	人格権侵害	なし

10 受講料の返金

受講料は原則返金しない。ただし、研修開始前にやむを得ない事情により受講を辞退した場合は次の定めにより受講料を返還する。

返還額：受講開始日の 20 日前まで 受講料の 80%

受講開始日の 10 日前まで 受講料の 50%

11 遅刻・早退・欠席の取扱い

遅刻・早退・欠席があった場合には、研修修了は認めないものとする。

12 補講の実施

演習の評価が不合格となった者に対しては、次回予定演習日への参加を認め、補講を実施した上で、改めて評価を行う。

13 研修の一部履修免除

（1）免除科目

「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号）2 の（4）及び県の取り扱い方針に基づき免除する。

（2）免除科目の申請方法

受講申込書の「6 保有資格・研修」に記入すること。研修の履修免除については【別表 4】を参照すること。

（3）免除科目の確認

免除の対象となる研修等を修了している方は、受講申込書に研修修了証又は受講証明書等のコピーを添付すること。

1 4 申込方法

次の書類を郵送にて提出すること。

(1) 提出書類

- ① 別紙様式Ⅰ 受講申込書
- ② 別紙様式Ⅱ 推薦状
- ③ 返信用封筒（角型2号封筒に140円切手添付）
※複数名お申込みいただく場合、切手に不足が出ないように確認の上添付してください。
- ④ 保有資格の資格証
実務者研修修了証、喀痰吸引研修の基本研修修了証、
介護福祉士養成施設（学校）の卒業証明書 等
- ⑤ 認定特定行為業務従事者認定証の写し（該当する場合のみ）
- ⑥ 喀痰吸引等指導者講習修了証の写し（該当する場合のみ）

(2) 提出先

〒943-0101 上越市上真砂 219 番地
社会福祉法人 上越老人福祉協会 研修事業部 喀痰吸引等研修担当宛て

(3) 募集期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月17日（金）まで
（令和8年7月17日必着）

1 5 選考方法及び決定

受講定員を上回る申込みがあった場合は、次の選考基準に基づき受講者を選定する。

(1) 選考基準

- ・ より多くの施設、事業所に受講機会が与えられるよう配慮し、受講者の選考を行う。

(2) 受講通知

- ① 申込者に対して受講決定（不決定）通知を8月上旬までに郵送により送付すること。
尚、電話による受講決定・不決定に関する問い合わせには一切応じない。
- ② 受講決定通知には併せて受講の手引きを送付する。手引きに沿って受講料を指定された期間内に銀行振り込みによって入金を行う。金額の納入確認をもって申込手続を完了とする。

1 6 個人情報の取り扱い

申込み受講者の個人情報は個人の権利を侵害することのないよう、本研修の目的以外では使用しない。

17 その他

実地研修終了後「修了証明書」を交付する。

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養について

- ①「半固形型」のみでの実地研修は不可とする。
- ②「滴下型」のみ実地研修を修了した場合
→「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型のみ）」と記載。
- ③「滴下型および半固形型」で実地研修を修了した場合
→「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」と記載

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 上越老人福祉協会 研修事業部

TEL：070-4220-9184 （担当：嶋田）

（いなほ園）TEL：025-520-2121 （担当：高橋）

〒943-0101 上越市上真砂 219 番地

TEL：025-520-2121 FAX：025-520-2122

ホームページ：<https://www.inaho-s-net.com>

メールアドレス：jrf_jimukyoku@inaho-s-net.com

【別表 1】基本研修（演習）カリキュラム

行 為		必要回数
経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形型)	5 回以上

【別表 2】実地研修カリキュラム

* 第一号研修・第二号研修

行 為		必要回数
たんの吸引	口腔内の喀痰吸引（通常手順）	10 回以上
	鼻腔内の喀痰吸引（通常手順）	20 回以上
	気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順）	20 回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型・半固形型）※	20 回以上 （注 1）
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型のみ）※	20 回以上 （注 2）
	経鼻経管栄養	20 回以上

※胃ろう又は腸ろうによる経管栄養についてはいずれかを実施

（注 1）「滴下型」を 10 回以上実施後、「半固形型」を実施し、併せて 20 回以上実施すること。

（注 2）「滴下型」のみ実地研修を修了した場合は、「滴下型」のみ実施できる。

「半固形型」のみでの実地研修修了は不可とする。

【別表 3】喀痰吸引等研修 受講料一覧

	A コース	B コース
受講料内訳	実地研修のみ受講	演習時に半固形型の演習を受けていない方で今後業務で半固形型を行う予定のある方
スクーリング料	—	¥6,000
テキスト代	—	—
損害保険料(1 年)	¥2,000	¥2,000
事務処理費	¥6,000	¥6,000
受講料合計	¥8,000	¥14,000

※1 半固形演習について…今後業務で半固形型を行う予定で、演習時に半固形の研修を受けていない方は【B コース】となります。

※2 16時間対面授業(補講)の取扱いが変更になりました。詳細は下記の県通知をご確認ください。

なお、補講(通学2日間 計16時間)希望は別途スクーリング料18,000円とテキスト代2,420円が必要となります。詳細はお問い合わせください。

【県通知より抜粋】〈取扱い変更点〉

「補講の取扱い…一律の補講は要しないが、受講者の状況(受講者や所属施設からの要望、医療的ケア履修後の経過年数等)に基づき、補講を受講する必要があると認める場合には、補講を実施することも可能。」

・新潟県 HP「医療的ケア(講義部分)の補講について」

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/tourokukakutan-oshirase.html>

【別表 4】免除対象一覧

1. 介護福祉士養成施設(学校)を卒業した方
2. 介護福祉士実務者研修を修了した方
3. 喀痰吸引等研修の「基本研修」を修了した方
4. 特別養護老人ホームにおける14時間研修を修了し、経過措置として一定の条件の下、喀痰吸引等を行っている方

【別表 5】 会場及び経路
演習会場

地図・交通アクセス（概略図）

学校周辺は、進入禁止や一方通行箇所がありますので、
ご来校時や帰宅時にはご注意ください。



駐車場

- ・演習会場に駐車場はありません。各自駐車場所についてご確認ください。

会場までの状況

- ・高田駅から徒歩約20分
- ・市内路線バス（頸城自動車）に乗車し「大手町」にて下車、徒歩2分
- ・市営大手町駐車場（コインパーキング）から徒歩約10分